

# 歯科点数表の解釈（令和6年6月版） 追補

（令和6年8月・社会保険研究所）

以下の事務連絡により本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

・令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について（令和6年7月31日 保険局医療課事務連絡）

頁	箇所	現 行	改定後
870	左段上から20行目	<p><b>第40 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）</b></p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準            (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が2名以上勤務していること。ただし、そのうち1名は、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する3年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）を有すること。なお、<u>第38の1の(1)の例により</u>、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を専任の常勤医師数に算入することができる。</p>	<p><b>第40 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）</b></p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）に関する施設基準            (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が2名以上勤務していること。ただし、そのうち1名は、脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する3年以上の臨床経験又は脳血管疾患等のリハビリテーション医療に関する研修会、講習会の受講歴（又は講師歴）を有すること。なお、<u>週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。</u></p>
871	左段上から14行目	<p>(5) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の基準を満たすものとする。            ア 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>第38の1の(1)の例により</u>、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を専任の常勤医師数に算入することができる。</p>	<p>(5) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）の基準を満たすものとする。            ア 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。</u></p>
	右段上から20行目	<p><b>第40の2 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）</b></p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）に関する施設基準            (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>第38の1の(1)の例により</u>、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を専任の常勤医師数に算入することができる。</p>	<p><b>第40の2 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）</b></p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）に関する施設基準            (1) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。</u></p>
872	左段上から27行目	<p>(6) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）の基準を満たすものとする。            ア 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>第38の1の(1)の例により</u>、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を専任の常勤医師数に算入することができる。</p>	<p>(6) 言語聴覚療法のみを実施する場合において、以下のアからエまでの基準を全て満たす場合は、上記基準にかかわらず、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）の基準を満たすものとする。            ア 専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。</u></p>
	左段下から8行目	<p><b>第41 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）</b></p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）に関する施設基準            (1) 第40の2の(1)を満たしていること。</p>	<p><b>第41 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）</b></p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）に関する施設基準            (1) 第40の2の<u>1の(1)</u>を満たしていること。</p>
874	右段上から28行目	<p>(2) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>第38の1の(1)の例により</u>、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師を専任の常勤医師数に算入することができる。</p>	<p>(2) 当該保険医療機関において、専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師を、第38の1の(1)の例により、専任の常勤医師数に算入することができる。</u></p>

875	右段上から7行目	<p><b>第47の2 がん患者リハビリテーション料</b></p> <p>1 がん患者リハビリテーション料に関する施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、第38の1の(1)の例により、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を専任の常勤医師数に算入することができる。</p>	<p><b>第47の2 がん患者リハビリテーション料</b></p> <p>1 がん患者リハビリテーション料に関する施設基準</p> <p>(1) 当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。なお、<u>週3日以上常態として勤務しており、かつ、</u>所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている<u>専任の非常勤医師（がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する医師に限る。）を、</u>第38の1の(1)の例により、<u>専任の常勤医師数に算入することができる。</u></p>
1038	項番107「記載事項」欄・上から1段目	<p>（I030 機械的歯面清掃処置の留意事項通知(3)に規定している患者以外の場合）</p> <p>前回実施年月（初回である場合は初診月を除き初回である旨）を記載すること。</p> <p><b>※令和6年7月追補による修正後の記述。</b></p>	<p>（I030 機械的歯面清掃処置の留意事項通知(3)に規定している患者以外の場合）</p> <p>前回実施年月（初回である場合は初診月を除き初回である旨）を記載すること。</p> <p><u>ただし、根面う蝕管理料の口腔管理体制強化加算又はエナメル質初期う蝕管理料の口腔管理体制強化加算を算定した場合であって、2月に1回機械的歯面清掃処置を算定する場合は前回実施年月（初回である場合は初診月を除き初回である旨）を記載すること。</u></p>